

議案第 36 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 1 章 関係条例の一部改正

(渋川市行政不服審査会条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 渋川市行政不服審査会条例（平成 28 年渋川市条例第 1 号）第 7 条
- (2) 渋川市公文書等の管理に関する条例（令和元年渋川市条例第 23 号）第 42 条
- (3) 渋川市情報公開条例（平成 18 年渋川市条例第 8 号）第 29 条第 1 項
- (4) 渋川市個人情報保護審査会条例（令和 4 年渋川市条例第 30 号）第 10 条
- (5) 渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成 26 年渋川市条例第 49 号）第 27 条及び第 28 条

(渋川市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 渋川市職員の給与に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 48 号）第 31 条第 3 号及び第 4 号並びに第 32 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号
- (2) 渋川市消防団条例（平成 24 年渋川市条例第 25 号）第 7 条第 1 号

第 2 章 経過措置

第 1 節 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

（浜川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第

2 条の規定による改正後の渋川市職員の給与に関する条例第 3 2 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

理 由

刑法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市行政不服審査会条例（平成２８年渋川市条例第１号）の一部改正
 （第１条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（罰則） 第７条 第３条第５項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は５０万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第７条 第３条第５項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の<u>懲役</u>又は５０万円以下の罰金に処する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
茨川市公文書等の管理に関する条例（令和元年茨川市条例第23号）の一部改正
（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（罰則） 第42条 第27条第3項の規定に違反して秘密を漏らした審議会の委員（その職を退いた者を含む。）は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第42条 第27条第3項の規定に違反して秘密を漏らした審議会の委員（その職を退いた者を含む。）は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

茨城県情報公開条例（平成18年茨城県条例第8号）の一部改正

（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第29条 第18条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 （略）	第29条 第18条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 （略）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
茨西市個人情報保護審査会条例（令和4年茨西市条例第30号）の一部改正
（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（罰則） 第10条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第10条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成２６年渋川市条例第４９号）の一部改正
 （第１条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（罰則） 第２７条 次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の<u>拘禁刑</u>又は１００万円以下の罰金に処する。 （１）・（２） （略） 第２８条 第１０条第３項又は第１９条の規定による命令に違反した者は、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は１００万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第２７条 次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の<u>懲役</u>又は１００万円以下の罰金に処する。 （１）・（２） （略） 第２８条 第１０条第３項又は第１９条の規定による命令に違反した者は、１年以下の<u>懲役</u>又は１００万円以下の罰金に処する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 茨川市職員の給与に関する条例（平成18年茨川市条例第48号）の一部改正
 （第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） （略） （3） 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第32条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） （略） 2 （略） 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取消することが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為	（期末手当） 第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） （略） （3） 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第32条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） （略） 2 （略） 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取消することが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為

に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
(2)・(3) (略)
4～6 (略)

に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
(2)・(3) (略)
4～6 (略)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 茨川市消防団条例（平成24年茨川市条例第25号）の一部改正
 （第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（欠格条項） 第7条 次に掲げる者は、消防団員となることができない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2） ・ （3） （略）	（欠格条項） 第7条 次に掲げる者は、消防団員となることができない。 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2） ・ （3） （略）